大阪府環境審議会 費用負担計画部会(第5回) 開催概要

- 1. 開催日時 平成20年9月29日(月)10:00~11:40
- 2. 開催場所 大阪府公害審査会室

3.議事概要

前回部会に引き続き、「負担総額及びその算定基礎」について、底質汚染に対する事業者の寄与率、及び法規制前の行為であることによる減額の審議を行った。

事業者の寄与率の算定は CMB(ケミカルマスバランス)法を用いることとし、保管底質中のダイオキシン類量に対する寄与率を評価するため、地点ごとに得られる寄与率をダイオキシン類濃度及び区間長で荷重平均することで、77%を事業者の寄与率とすることが適当であるとした。

また、法規制前の行為であることによる減額については、定量的な算定が困難であることから公害防止事業費事業者負担法第7条第2号口に規定される概定割合を用いることとした。法規制前の期間については3/4、法規制後の期間については10/10の概定割合を適用し、それぞれの期間で荷重平均することで82%とした。

事業者の負担総額は、公害防止事業費に寄与率および概定割合を乗じて算定し、 7,960 万円以内とした。

以上の検討結果も含め、これまでの審議事項全般について改めて検討し、部会報告案としてとりまとめたが、11 月に予定されている環境審議会での部会報告までに文章表現等についてさらに精査を行い、必要に応じ修正を行うこととした。